

<神奈川県からのお知らせ>
平成21年4月サービス提供分の請求について ②

平成21年5月1日
神奈川県保健福祉部障害福祉課自立支援調整班

夜間支援体制加算の考え方の訂正について

夜間支援体制加算の算定ができる体制が整っているケアホームがグループホームの重複指定である場合、夜間防災体制加算も算定できるとみなされるとの扱いをしておりましたが、この度厚生労働省のQA（平成21年4月30日付けVOL3）により、その考え方が訂正されました。

これにより、夜間支援体制加算の算定ができる体制が整っているケアホームで、グループホームの重複指定を受けている場合は、別途、夜間防災体制加算の算定ができる体制が整っていなければ当該加算を算定することはできませんので、ご注意ください。

●夜間防災体制加算の算定要件

警備会社との共同生活住居にかかる警備業務の委託契約を締結する他、当該事業所等の従業員が常駐する場合や巡回を行う場合も対象とすることができる。自動通報装置の設置等により緊急時に速やかに対応できる体制を整えている場合にも算定できる。

（火災報知機等の設置では認められない。緊急対応できる場所に通報される装置を備えなければならない）

【4月13,14,15日の説明会資料も一部訂正となります。】

●共同生活介護・共同生活援助の報酬の考え方(2)●

【4 福祉専門職員配置加算】

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の配置割合等により加算を算定(GH・CH共通)

〈イ〉福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)・・・常勤で配置されている世話人または生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の割合が、25%以上

〈ロ〉福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)・・・世話人または生活支援員のうち、常勤で配置されている者が75%以上。又は常勤で配置されている者のうち、3年以上従事している者が30%以上(3年の実務経験は、同法人の他の事業所でも可)

具体例



常勤換算後の職員総数・・・10人
うち常勤職員・・・8人

この場合、常勤職員の割合が80%となり、75%を超える。



常勤職員・・・8人
常勤職員のうち3年以上の従事者が4人

夜間支援体制加算を算定できる体制のみでは、夜間防災体制加算は同時に算定できない。

【5 夜間の支援に関する加算】

・夜間支援体制加算(CH)・・・夜間支援体制加算の考え方は、従来どおり。夜間支援体制を整えていれば、グループホームとの重複指定の場合、夜間防災体制加算も算定できるとみなされる。

・夜間防災体制加算(GH)・・・警備会社との共同生活住居にかかる警備業務の委託契約を締結する他、当該事業所等の従業員が常駐する場合や巡回を行う場合も対象とすることができる。自動通報装置の設置等により緊急時に速やかに対応できる体制を整えている場合にも算定できる。ケアホームとの重複指定の場合は、ケアホームの対象者数を除き、グループホーム対象者の人数に応じ、加算を算定する。

以下、厚生労働省のQA（VOL3） 該当部分のみ抜粋

【夜間支援体制加算・夜間防災体制加算】

問 10-9

夜間支援体制加算を算定している一体型事業所の共同生活住居において、共同生活介護の夜間支援従事者を配置することをもって、共同生活援助の夜間防災体制加算を算定することとしてよいか。

(答)

夜間支援従事者は、共同生活介護の報酬により評価されているため、共同生活援助の夜間防災体制加算を算定することはできない。